



ペットの飼育マナーを守りましょう

環境生活課 環境係 ☎(232)2114

飼い主の皆さん、ペットのふんの後始末はきちんとしていますか。
放し飼いや鳴き声で近所に迷惑を掛けていませんか。
ペットの飼い方について家庭でもう一度考えてみましょう。

犬を飼っている皆さんへ

■放し飼いは禁止されています
放し飼いで▼犬にかまれた事故などがあれば加害犬と疑われる▼交通事故に遭って負傷する▼人に迷惑を掛ける▼他の犬から病気の感染を受けるなどが起きる場合があります。



鳴き声によるトラブル

「近所の犬が夜鳴いて眠れない」
「犬が昼間留守の家で一日中鳴いて困っている」などの苦情が届いてきます。飼い主が思っている以上に迷惑をしている人が多くいます。
トラブル防止のためには、犬の正しい管理と明るい近所付き合いが大切です。管理ミスでトラブルが起これば、飼うことができなくなれば愛犬

の命に関わることにもなりかねません。

散歩のマナー

① 飼い犬はリードにつなぎましょう
飼い犬をリードにつなぐが公共の場所を歩くのはマナー違反です。「うちの犬はいい子だから大丈夫」と思っているのは飼い主だけです。放している犬は、道路に飛び出したり他の犬とケンカしたり他人に飛びついたりするかもしれません。犬の命を守り、他人に迷惑を掛けないようにすることは飼い主の責任です。



猫を飼っている皆さんへ

猫には飼育方法の法規定がないため、放し飼いが当然という風潮がありますが、そのため知らないところで悪さを他人に迷惑を掛けていくことが多くあります。次のことに注意して飼ってください。
・首輪を付けて野良猫と区別することができる限り室内で飼う

② 犬のふんは持ち帰り、燃やすごみに
飼い犬が散歩中にしたふんを放置するのはマナー違反です。他人の土地や公園、道路などに犬のふんが落ちていたのを知らずに踏んだり、草刈りで飛び散ったりして嫌な思いをしている人が多くいます。畑のあぜに放置されることも多く、農作業のときに大変迷惑を掛けます。排便場所をしつけるか飼い主が持ち帰り、乾かして「燃やすごみ」に出してください。

③ 犬のオシッコを他人の家の塀や門などにさせないようにしましょう
他人の家の塀や門などにオシッコをさせるのはマナー違反です。犬が散歩中、電柱などにオシッコをしていくのは、犬の「マーキング」です。犬の習性だからと野放しにするのはやめて飼い主が主導権を持った散歩をしましょう。

ペットを飼っている皆さんへ

ペットの置き去りは絶対にしないでください。ふん尿やごみの散らかし、農作物などの窃取、大量繁殖、鳴き声などで周辺地域の生活環境を大変悪化させます。外来種は生態系を狂わせる原因にもなります。マナーを守って住民みんなが協力し合い、住みよい環境にしましょう。
飼育でどうしても困った時は、菊池保健所にご相談ください。

■問い合わせ
菊池保健所 ☎0968(25)4135



・自宅敷地内でふん尿をする場所をしつける
・飼い猫がふん尿やごみの散らかし、車に傷をつけたことなどを知った時はすぐに責任を持って対応する
・必要に応じて去勢・避妊手術をする



菊陽南小学校区に転入・転居する子育て世帯に補助金を交付します

都市計画課 都市計画係 ☎(232)4927

町は菊陽南小学校区への子育て世帯の定住を促進するため、新たに対象地区内に転入または転居する人に補助金を交付しています。

交付期限

平成30年9月30日

■対象地区 戸次区、馬場桶区、曲手区、辛川区、井口区、道明区

対象者(次の全てに当てはまる人)

- ・対象期間中、対象地区内に転入または転居し、3年以上居住する人
- ・新たに住宅を新築または購入し、小学生以下の3親等以内の扶養親族か妊娠中の2親等以内の親族と同居する人^(※)
- ・申請者と小学生以下の扶養親族か妊娠中の親族が、過去3年以上対象地区外に住所がある人
- ・市町村税を滞納していない人
- ・その他(交付要綱をご覧ください)

※住宅を新築または購入しない場合、小学生以下の3親等以内の扶養親族と同居する人。

補助金額

- ① 住宅を新築した人 100万円
- ② 中古住宅を購入した人 50万円
- ③ ①の人の加算金 20万円

交付時期

- ・交付決定日から3カ月以内
- ①の半額+②の全額、③の全額
- ・交付決定日から3年後
- ①の残り半額

申請期限

住宅を新築または購入した日③の人は転入または転居した日(統括記載)から6カ月以内

必要書類

- ・申請書、誓約書
 - ・転入または転居後の住民票謄本(統括記載)
 - ・申請者と小学生以下の扶養親族と妊娠中の親族の戸籍の附票
 - ・前年度の納税証明書(世帯全員分)
 - ・その他、対象要件を証明する書類
 - 例・母子健康手帳・建築請負契約書などの写し
- ※詳しくはお問い合わせください。
町外在住のお知り合いの人など、ぜひ皆さんにお知らせください。

狂犬病予防注射はお済みですか

犬の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。対象犬は生後91日以上です。病気などの場合は獣医師にご相談ください。未接種の場合はすぐに接種させましょう。

菊陽町狂犬病予防注射済票交付事務委託動物病院

費用や接種できるかどうかは、事前に各動物病院へ電話でご確認ください。

| 病院 | 住所 | 電話番号 |
|-------------|-------------------|------------|
| アニマル動物病院 | 菊陽町武蔵ヶ丘北1丁目10番37号 | ☎(337)4100 |
| あーす動物病院 | 菊陽町原水1187番地8 | ☎(233)0012 |
| 荒木動物病院 | 菊陽町新山2丁目2番16号 | ☎(292)3088 |
| 大塚動物病院 | 菊陽町津久礼53番地3 | ☎(232)7254 |
| 木村獣医科 | 菊陽町原水2070番地4 | ☎(232)2694 |
| さくら動物病院 | 菊陽町津久礼2179番地2 | ☎(340)2022 |
| 光の森にしぐち動物病院 | 菊陽町光の森7丁目25番地5 | ☎(232)8470 |
| 池田獣医科 | 大津町室2118番地5 | ☎(293)2665 |
| 大津動物クリニック | 大津町陣内317番地 | ☎(293)5654 |
| ハーベスト動物病院 | 大津町室213番地14 | ☎(292)0500 |

■問い合わせ 環境生活課 環境係 ☎(232)2114

次の場合はすぐに届け出を

- ・左の動物病院以外で接種したとき
- ・新しく犬を飼い始めたとき
- ・犬が死亡したとき
- ・犬の所有者が変わったとき
- ・犬が転出したとき

